

MY企業年金通信

No. 2016-05

明治安田生命保険相互会社
 総 合 法 人 業 務 部
 団体年金コンサルティング室
 T E L : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	分 類			
1	【制度関連】 確定給付企業年金の改善について	厚年基金	DB	DC	その他

昨年 6 月 30 日に閣議決定された『日本再興戦略』改訂 2015」に盛り込まれ、これまで社会保障審議会企業年金部会および企業会計基準委員会等でも検討されておりました確定給付企業年金の改善について、5 月 27 日付で確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントに付されたほか、企業会計基準委員会からは 6 月 2 日付で「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公開草案が公開される等検討が進んできております。ここでは、「リスク対応掛金」および「リスク分担型企業年金」について解説します。

ポイント

「リスク対応掛金」

- ▶あらかじめ、将来の積立不足となるリスクを考慮して事前に掛金を拠出する仕組みです。
- ▶リスク対応掛金の導入に伴い、財政均衡の考え方が大きく変わります。

「リスク分担型企業年金」

- ▶財政状況にかかわらず掛金が固定される仕組みです。
- ▶リスクを労使で分担する制度です。
- ▶制度運営では、十分な理解と丁寧な労使合意が必要です。
- ▶企業会計上は原則として「確定拠出制度」として取扱います。

本稿では、確定給付企業年金：DB、確定拠出年金：DCの用語を使用しています。

なお、図表等は第 17 回社会保障審議会企業年金部会より引用（一部修正）しています。

ここでご案内する内容は、作成時点の情報を基に作成しておりますので、今後の法令改正等により、変更される場合もあります。

「リスク対応掛金」および「リスク分担型企業年金」の実務上の取扱いについては、現在検討を進めておりますが、契約管理や数理計算等の制約によりお引受けできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

I. 確定給付企業年金の改善に関する足元の状況について

確定給付企業年金の改善への取組については、これまで社会保障審議会企業年金部会等において検討されてきましたが、平成 28 年 6 月 14 日に開催された第 18 回社会保障審議会企業年金部会の場合では、早ければ 9～10 月の施行を目指すとの発言がでる等、平成 28 年度中の政省令等の改正、公布、施行に向けて着々と準備が進んでいるところです。

また、企業会計基準委員会では「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公開草案が公表されコメント募集が実施されており、会計面でも進展がみられる状況です。

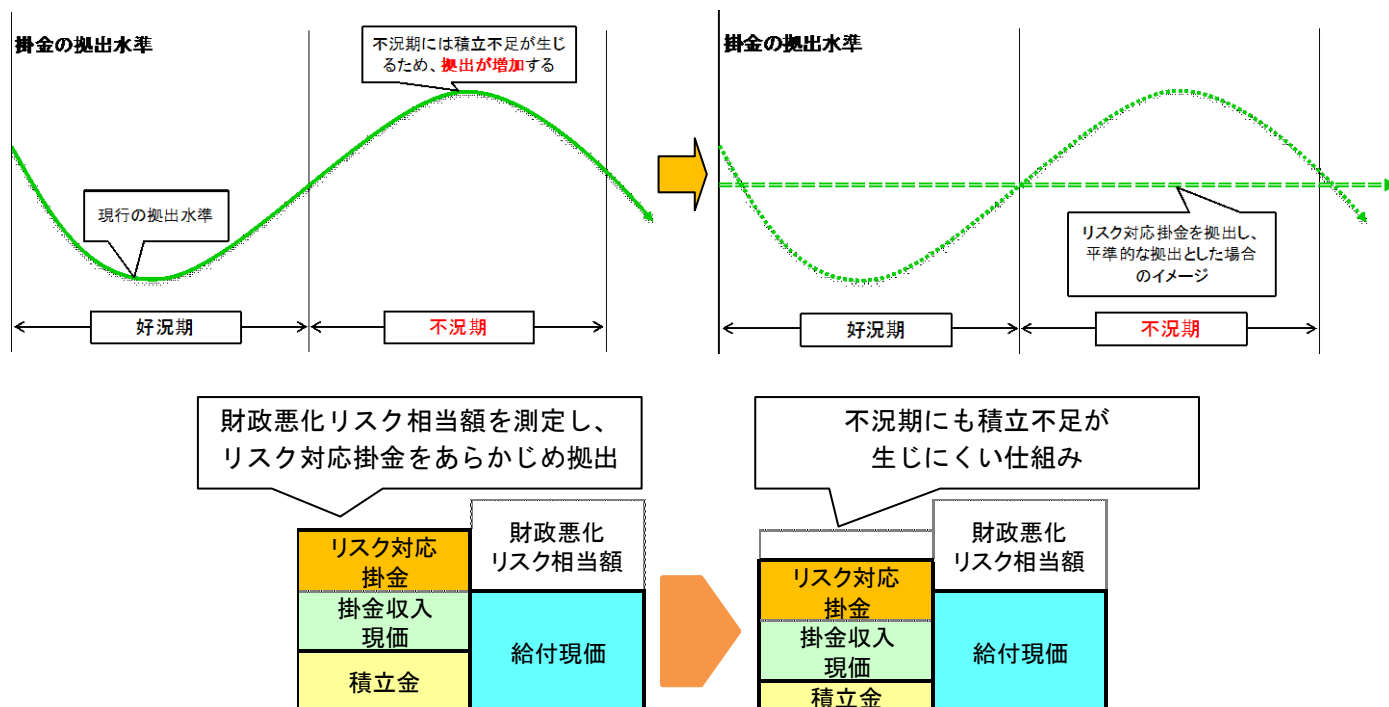
II. 確定給付企業年金の改善について

1. リスク対応掛金の導入について

(1) 現行の掛金拠出の構造

現行の DB の仕組みでは、積立状況の悪化が掛金の増加に直接結びつく構造となっているため、IT バブル崩壊やリーマンショックといった不況期に追加拠出を求められることとなり易く、DB の安定的な運営をするためには課題がありました。

そのため、財政悪化リスク相当額を算定し、あらかじめリスク対応掛金として掛金を追加拠出することができる仕組みが導入されることとなりました。



(2) 財政悪化リスク相当額の算定方法

現行、積立不足が生じた場合に最大 20 年で償却することとされているため、積立不足が生じた場合でも安定的な償却が可能となるよう、財政悪化リスク相当額は、20 年に一度の損失に耐える基準として定められています。

財政悪化リスク相当額の標準的な算定方法は、資産区分ごとの資産残高に告示で定められる係数を乗じた額の合計額※に基づき算出します。

※積立資産の額が給付現価を上回る場合は、給付現価の額。

<算出例>

- ① 資産区分ごとに資産残高に所定の係数を乗じ、合計額を算出します。
- ② 係数の定められていない資産（その他の資産）の額を勘案した補正率を求めます。
[資産合計]÷[係数の定められている資産]
- ③ ①の額×②の補正率が将来発生するリスク ⇒「財政悪化リスク相当額」



資産区分	係数の定められている資産						合計	その他の資産	資産合計
	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	短期資産			
資産額	6億円	2億円	2億円	1億円	2億円	1億円	14億円	1億円	15億円
リスク係数	5%	50%	25%	50%	0%	0%			
資産額 × リスク係数	0.3億円	1億円	0.5億円	0.5億円	—	—	2.3億円 (①)	×1.07 (②)	2.46 億円 (③)

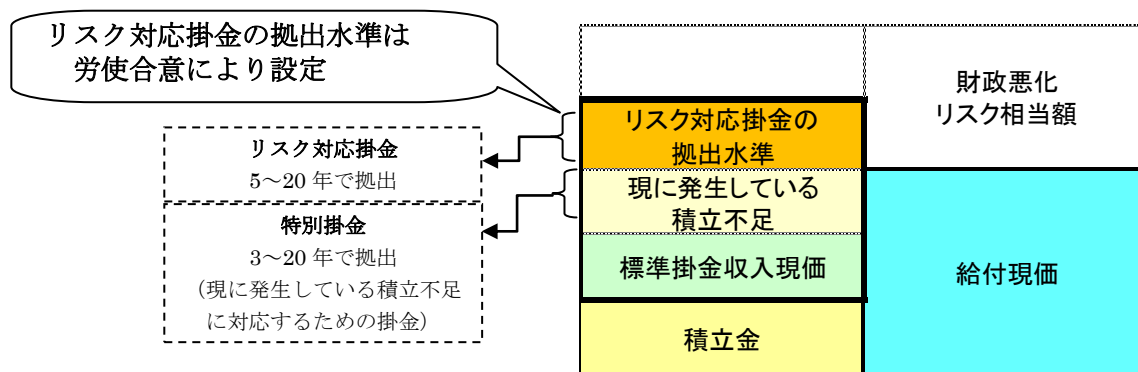
標準的な算定方法のほか、厚生労働大臣の承認を受けて、事業主等が自らの定めるところにより、財政悪化リスク相当額を算定する特別算定方法があります。

特別算定方法は、その他の資産の割合が20%以上である場合等に用いることが定められているほか、事業主等の判断でも用いることができます。

(3) リスク対応掛金の設定方法

リスク対応掛金は、財政再計算時に、労使合意に基づき、財政悪化リスク相当額の範囲内で拠出水準を定め、5年～20年での均等拠出、弾力拠出又は定率拠出により拠出します。

リスク対応掛金は、積立不足に対応する特別掛金とは異なり、将来のリスクに備えるものであることから、拠出期間は特別掛金の償却期間よりも長期に設定するものとされています。

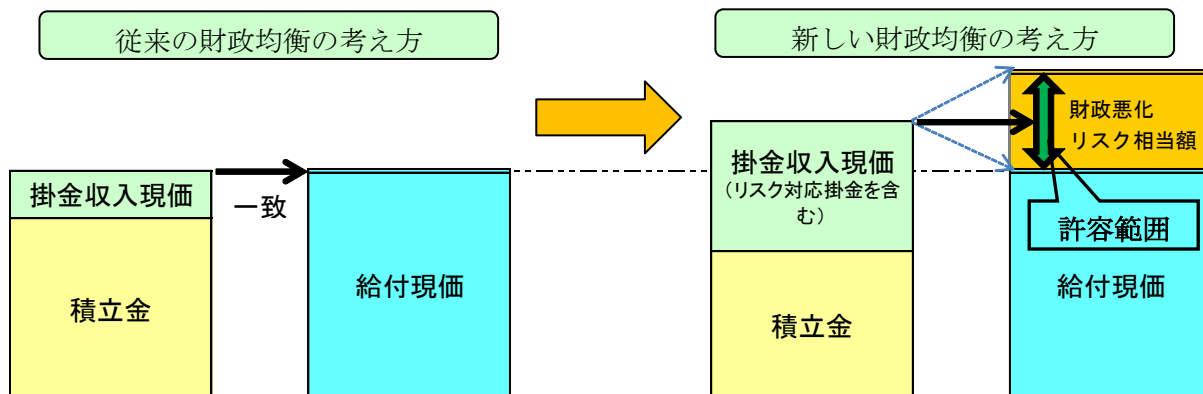


(4) リスク対応掛金の変更ルール

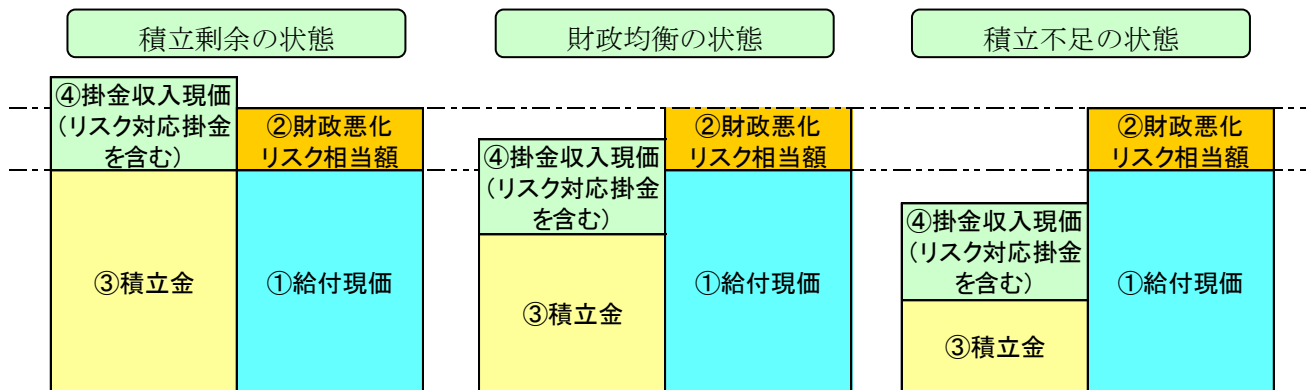
「恣意的な掛金拠出による過剰な損金算入を防止する」という税務上の観点から、一度設定したリスク対応掛金額は大きな事情の変更が無い限り変更できません。

(5) 景気循環を見据えた安定的な財政運営

リスク対応掛金を拠出することにより、あらかじめ給付に必要な額以上の財源を手当てすることが可能となります。それに伴い財政均衡の考え方が変わります。



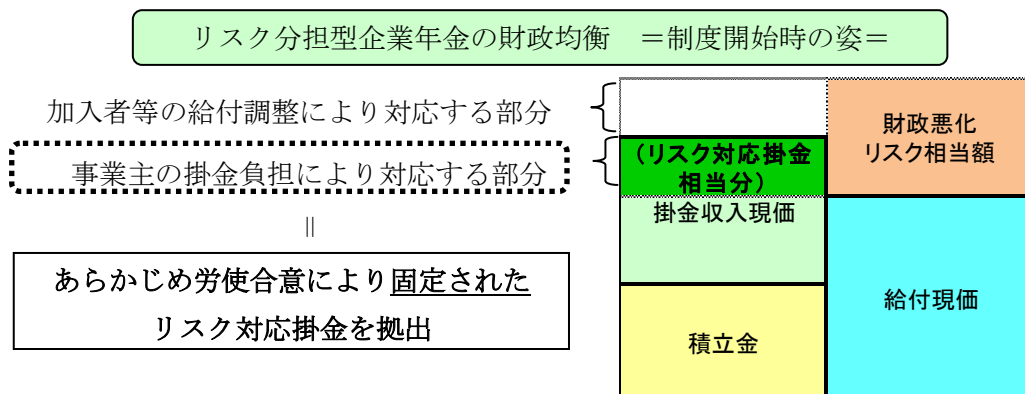
新たな財政均衡の考え方に沿えば、「積立金にリスク対応掛金を含む掛金収入現価を加えた額 (③+④)」が「給付現価①」と「給付現価に財政悪化リスク相当額を加えた額 (①+②)」の範囲に収まっている限り (下図中央の状態) は、財政均衡の状態と認識します。



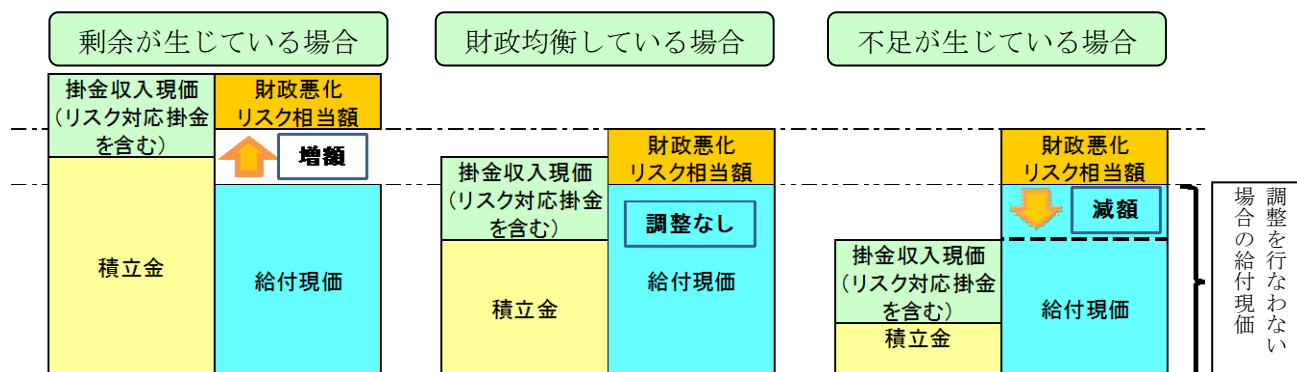
2. リスク分担型企業年金の導入

(1) リスク分担型企業年金の基本的な仕組み

従来の企業年金制度では、基本的に運用リスクを事業主が負担するDBと、加入者等が負担するDCの二者択一で、労使のどちらかにリスクが偏る構造となっておりましたが、リスク分担型企業年金は、労使でリスクを分け合う仕組みとして導入されることとなりました。具体的には、リスク対応掛金を活用し、あらかじめ労使合意により事業主が掛金負担により対応する部分を決め、それ以外の部分を加入者等の給付調整により対応する部分としてリスクを分担する仕組みです。



リスク分担型企業年金では、給付に対する財源のバランスが毎年度変化するため、毎年度の決算において給付を増減することにより財政の均衡を図ることとなります。



※少なくとも5年ごとに実施する財政再計算では、掛金（率）は従前のまま維持しつつ、最新の情勢を反映して将来推計を行ない、給付現価、掛金収入現価、財政悪化リスク相当額を計算します。

(2) リスク分担型企業年金の給付算定式

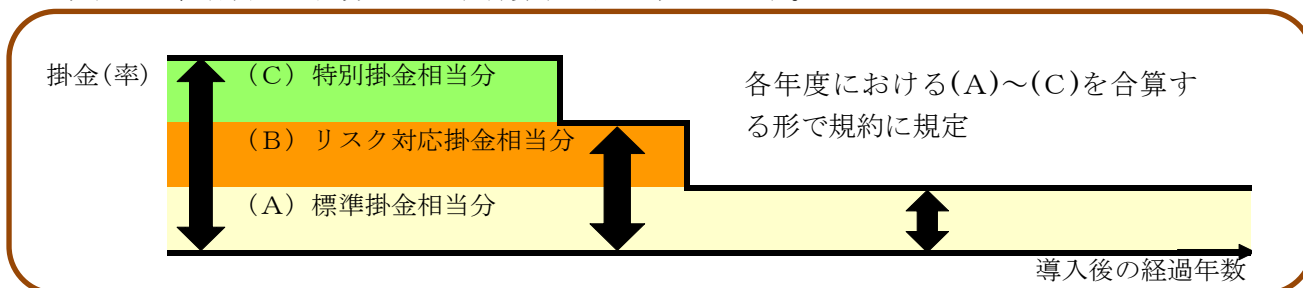
リスク分担型企業年金における給付の算定式は、従来のDBにおける給付の算定式に、「調整率」を乗じたものとして定義されます。

調整率は、毎年度の決算時における積立率に応じて定まる率であり、規約に定めること※とされていますが、単年度ごとの変動を抑制するために、導入当初に定める方法により、複数年度で段階的に調整したものを使用することも可能とされています。なお、決算で確定した調整率は遅くとも当該決算の翌々年度の給付に反映させることとされています。

※届出不要な軽微な変更とされています。

(3) リスク分担型企業年金における掛金設定方法

リスク分担型企業年金では、制度導入時に従来のDBと同様の掛金区分（標準掛金、特別掛金、リスク対応掛金の掛金区分）に基づき算定した額の合計額に基づき掛金（率）を計算しますが、規約上は、各掛金の区分は定めず合算する形で規定します。



なお、新規に制度を開始するときや制度が成熟していないときには積立金が十分でなく、その時点での積立資産の額では財政悪化リスク相当額を適切に見込めないため、定常状態における積立金の額を推計し、その推計額に基づきリスクを見込むこととされています。

(4) リスク分担型企業年金における掛金の変更

リスク分担型企業年金は、当初設定した掛金を固定する仕組みであり、給付改善等の制度設計に関する新たな労使合意が行なわない限り掛金の変更は行なわないこととされています。

(5) 財政悪化リスク相当額の算定方法

リスク分担型企业年金における財政悪化リスク相当額の算定方法は、所定の方法により算定する標準的な方法と、厚生労働大臣の承認又は認可を得てDBの実情に合わせて算定する特別算定方法が定められています。

リスク分担型企业年金は、最初に設定した掛金を固定する仕組みであり、財政悪化リスク相当額の大きさを導入時から適切に見込む必要があることから、標準的な方法では、価格変動リスク（※1）と予定利率低下リスク（※2）を合算することにより算定します。

※1：価格変動リスクは従来のDBの標準的な方法と同様に資産区分ごとに所定の係数を乗じた額の合計額に基づき算定します。

※2：告示案では、「予定利率が1.0%低下したとした場合の定常状態における給付現価の増加額からリスク分担型企业年金掛金額の予想額の現価に相当する額の増加額を控除した額」とされています。

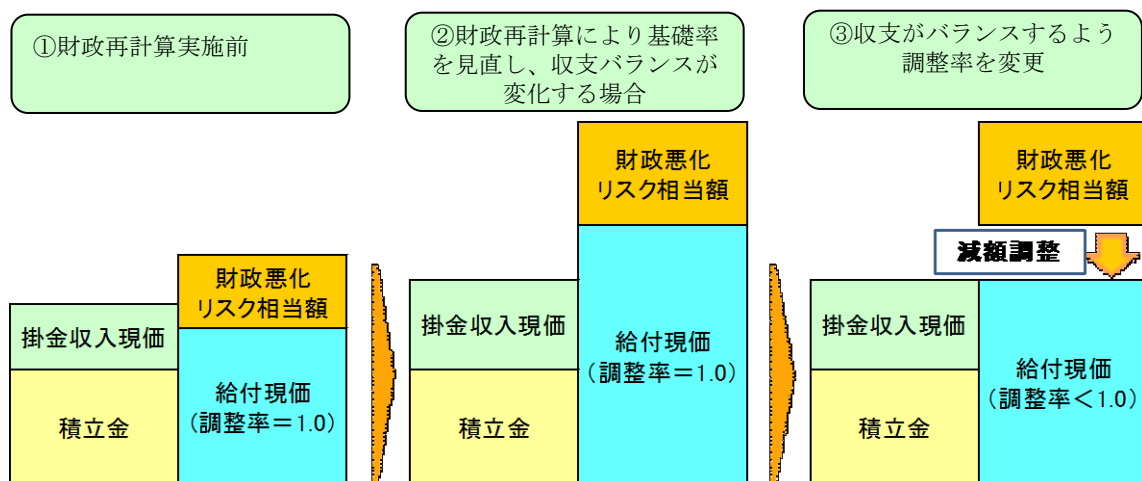
特別算定方法は、その他の資産の割合が10%以上である場合等に用いることが定められているほか、事業主等の判断でも用いることができます。

(6) リスク分担型企业年金における財政再計算時の取扱い

リスク分担型企业年金では、財政再計算を行なっても掛金（率）の変更は行なわないこととされています。このため、基礎率を見直すことにより将来発生するリスクや現価が変化し、積立不足等が生じた場合には、調整率を見直すことにより財政均衡が維持されることになります。

たとえば、①財政再計算実施前に財政均衡状態にあった制度が、②財政再計算を実施したことにより基礎率の見直しにより、掛金収入現価、給付現価や財政悪化リスク相当額が変化し、積立不足の状態になった場合、③調整率により減額調整されることにより、財政均衡が保たれます。

＜財政再計算時のイメージ＞



(7) リスク分担型企业年金における意思決定のあり方

リスク分担型企业年金は、加入者等の給付が調整される仕組みであることから、制度開始時の意思決定に加え、制度実施後も加入者等が適切に意思決定に参画できるための仕組みが必要です。

ア．制度開始時の意思決定

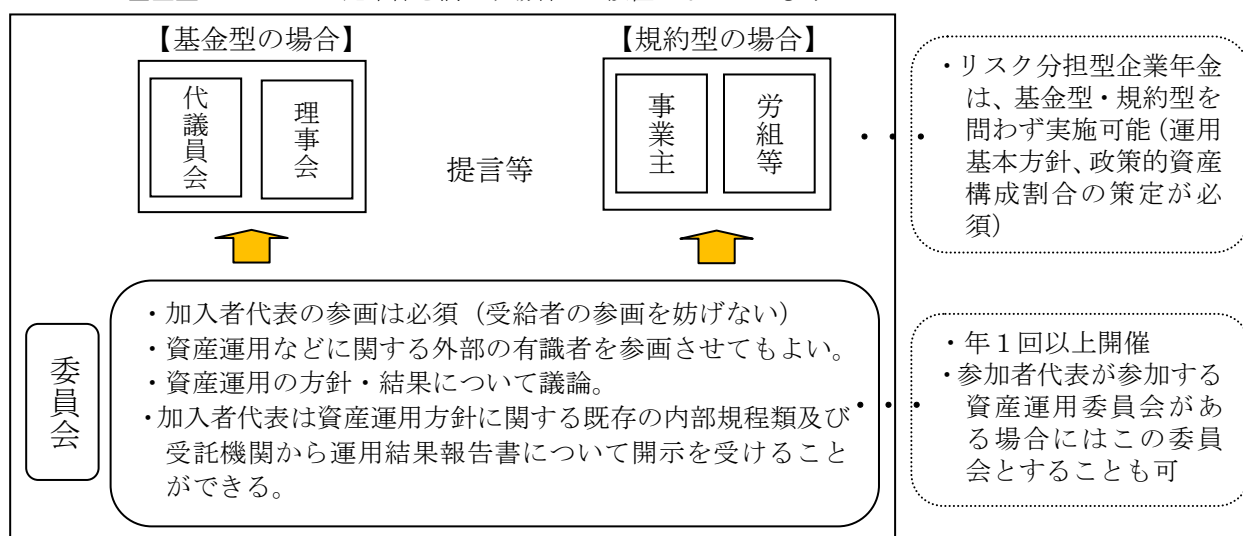
リスク分担型企业年金を実施する場合、基金型DBにおいては、労使の代表で構成される代議員会における決議。規約型DBにおいては、労使の過半数で組織する労働組合（当該労働組合がない場合は、加入者の過半数を代表する者）の同意の取得、を経て規約変更を行ないます。

リスク分担型企業年金制度を開始する場合には、その給付設計や事業主が拠出するリスク対応掛金の水準や基礎率の妥当性等について労使による意思決定を行なう必要があります。

イ. 運用の意思決定

リスク分担型企業年金は、運用の結果が加入者等の給付に反映される可能性があることから、加入者がリスク負担に見合う形で運用の意思決定に参画するための仕組みが必要となります。このため、加入者の代表が参画する委員会を設置することを基本※とし、委員会は業務の執行を行なう理事会又は事業主に対して提言等を行なうこととされています。また、運用の基本方針を作成又は変更する場合には、加入者の意見を聴くこととされています。

※基金型については一定条件を満たす場合には設置しないことも可



ウ. 加入者等への情報開示

リスク分担型企業年金では、加入者だけではなく受給者もリスクを負担することになることから、受給者と同様に周知させるものと定められています。

また、加入者等への周知事項に年金額の改定を見通す上で有用な情報が追加されました。有用な情報とは、DB法施行規則（案）によれば「調整率の推移その他調整率に関する事項」と定められており、開示されている通知の概要によれば、例えば次に掲げる事項を定めるものであることとされています。

- ①年金額改定のルール
- ②過去5年程度の調整率の推移
- ③②の調整率の算出根拠となったデータ
- ④その他、調整率に重要な影響を与えると認められる事項

3. リスク分担型企業年金の企業会計上の取扱い

企業会計基準委員会は、同委員会および同委員会傘下の退職給付専門委員会での、リスク分担型企業年金に対する検討結果を受けまして、「リスク分担型企業年金の会計処理等に関する実務上の取扱い（案）」等の公開草案を公表し、平成28年8月2日までの2ヵ月間にわたりコメント募集を実施しております。

同委員会では、リスク分担型企业年金については以下の3つの論点で整理されております。

(1) 退職給付会計上の分類

リスク分担型企业年金のうち、企業の拠出義務が、給付に充当する各期の掛金として、制度の導入時の規約に定められた標準掛金相当額、特別掛金相当額及びリスク対応掛金相当額の拠出に限定され、企業が当該掛金相当額の他に拠出義務を実質的に負っていないものは、退職給付会計上の確定拠出制度に分類するものとされています。なお、確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金は、制度導入後、新たな労使合意に基づき規約の改訂の都度、前述の会計上の退職給付制度の分類に従い、会計上の退職給付制度の分類を再判定することとされています。

(2) 退職給付制度間の移行等

会計上の確定給付制度から会計上の確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金に移行する場合、退職給付制度の終了に該当し、終了の会計処理を行なうこととされています。

(3) 開示

会計上の確定拠出制度に分類されるリスク分担型企业年金については、①企業の採用するリスク分担型企业年金の概要、②リスク分担型企业年金に係る退職給付費用の額、③翌期以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数を注記することとされています。

4. 最後に

あらかじめ、将来の積立不足となるリスクを考慮して事前に掛金を拠出することで安定的なDBの運営に資するリスク対応掛金や、リスク対応掛金の仕組みを活用しDBとしての制度上の利点を維持しながらも会計上は確定拠出制度として取扱いが可能となるリスク分担型企业年金について、年度内の実現化が見えてきたところです。

なお、リスク分担型企业年金については、運用リスク以外に予定脱退率や予定昇給率等基礎率に関するリスクについても労使でシェアする仕組みですので、リスク分担型企业年金の導入にあたってはより丁寧な説明に基づく労使合意が必要と考えられます。

以 上